

元郷氷川神社の社殿および境内における写真撮影規約

- 1, 本規約は、元郷氷川神社（以下、当社）の社殿および境内にて写真撮影を行われるに当たり、遵守いただく事項を定めるものです。
- 2, 商業目的（初宮詣や七五三詣にお詣りになられた参拝者の依頼を受け撮影に来られた）のカメラマンは、当社にて撮影を行うに当たり社務所へその旨をお申し出ください。その上で本規約をお読みいただき、十分にご理解とご同意をいただきましたら撮影許可の申請をお願い致します。申請の後、当社より撮影許可証（腕章）をお渡し致します。
- 3, 神社は神様のご神域であり、公園や映えスポットではございません。神様の尊厳を傷付けたり、他の参拝者の迷惑となるような撮影および行為はトラブルの原因となるため、当社において撮影をされる際は、以下の内容を禁止事項とさせていただきますので遵守徹底願います。
 - ①許可（撮影許可証）のない撮影
 - ②ご祈祷（お祓い）や、他の参拝者のご迷惑になるような撮影（参拝者の行動を制止、大声など）
 - ③手水舎での撮影（手水舎は参拝に当たり心身を清める為の施設となります。柄杓で必要以上に水を汲む、手を直接手水に差し入れるといった水遊びの場ではございません）
 - ④撮影場所（ご社殿前、お賽銭箱の前、記念パネルなど）の占有
 - ⑤狛犬や玉垣（人名の刻まれた柱）に上がる、木に登るといった行為（カメラマン、被写体となる子供も）
 - ⑥シャボン玉（境内施設や他の参拝者に付着し汚れの原因となるため）
 - ⑦複数組でのご案内となるご祈祷時の撮影（1組でのご案内の際は指定箇所からのみ可能）
 - ⑧境内に寝そべっての撮影
 - ⑨家族や親族、友人を偽り許可のない撮影（判明次第、中止していただきます）
- 4, 当社は、他の参拝者やカメラマンとの間で発生したトラブルに関する責任は一切負いません。
- 5, 撮影に起因する施設の損傷が発生した際は、その修繕に関する費用をご請求致します。
- 6, 撮影が終了しましたら、速やかに撮影許可証（腕章）をご返却ください。

